

愛知県スポーツ吹矢協会規程

(設置及び地域)

第1条 県内の地域支部を統括するために社団法人日本スポーツ吹矢協会
(以下、「協会本部」という。) 定款第3条により愛知県支部をおく。

(名称)

第2条 愛知県支部は、「愛知県スポーツ吹矢協会」(以下、「県協会」という。) と称する。

(所管)

第3条 県協会の所管は、愛知県内とする。

(事務局)

第4条 県協会は、その所管内に事務局を置く。

(目的及び事業)

第5条 県協会は、協会本部定款第4条に定める目的を達成するため、所管内の財団法人
日本レクレーション協会等の関連団体及び地方公共団体等と連絡・協調を図り、
必要な事業を行う。

(県協会組織及び会議)

第6条 県協会は、第5条の目的を達成するため、所管内の支部長の中から県協会役員
(会長1名、副会長2名、会計1名、幹事2名)を選任し、役員会を置く。

2 所管内の地域を5総支部に分割し、各総支部に総支部内支部長の中から
総支部役員(総支部長1名、副総支部長1又は2名)を選任する。

3 県協会に県協会役員及び総支部役員で構成する理事会を置き、
理事会を開催する。理事会に理事長及び副理事長を置く。

4 県協会役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠又は増員により選出された県協会役員及び理事の任期は、前任者又は
現任者の残任期間とする。任期満了後においても、後任が就任するまでは
その職務を行わなければならない。

5 県協会は、円滑な運営を図るため、理事会において、県協会の実情に応じた
県協会規定を作成し、総会において承認を得るものとする。

(会長の権限等)

第7条 会長の有する資格と権限は、次のとおりとする。

- (1) 上級指導員資格認定研修会及び公認指導員資格認定試験をはじめ、
東海ブロック内で実施する上級公認指導員3年次資格更新研修会及び
公認指導員3年次資格更新研修会の開催を主導する。
- (2) 五段位の審査権を認可された県会長は、五段位までの審査をすることができる。
- (3) (上級)公認指導員及びA級ライセンス受験希望者を推薦することができる。
- (4) 地域支部長の面談を担当する場合もある。

(事業計画及収支予算)

第8条 県協会は、毎事業年度開始前2カ月以内に理事会において議決された事業計画
及び事業予算書を協会本部に提出するものとする。

(事業報告及び決算報告)

第8条 県協会は、毎事業年度終了後2カ月以内に総会において議決された事業計画及び事業予算書を協会本部に提出するものとする。

(県協会役員又は理事の解任)

第9条 県協会役員及び理事が次の一つに該当する場合は、役員会及び理事会の議決を経て、県会長がこれを解任することができる。この場合、解任の議決を行う理事会において解任される県協会役員又は理事に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反及びその他県協会役員又は理事として相応しくない行為が有ると認められるとき。

(解散及び合併)

第10条 県協会所属会員が減少し、協会として事業活動を維持することが困難になったときは、協会本部の理事会の議決を経て、県会長がこれを解散させ又は他の県協会と合併させることができる。この場合、県会長はあらかじめ所管内支部長に通知し後、解散又は合併を行う。

(補足)

第11条 この規定に定めるもののほか、県協会の運営に関し必要な事項は、県協会の役員会及び理事会の審議を経て県会長が別に定める。

付則1 この規定は、平成21年3月20日より施行する。

付則2 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

付則3 この規定は平成27年4月1日から施行する

付則4 第5条の関連団体に愛知県障がい者スポーツ吹矢協会を含める